

届出が必要です！

協会けんぽ加入の皆さまへ

相手(第三者)の行為による

ケガや病気で健康保険を使う場合

交通事故



りんカ・暴力行為  
を受けた



他人のペットに  
咬まれた



購入品や飲食店など  
での食中毒



スキーなどの  
接触事故



他者所有の物に  
よる事故



上記のような第三者の行為によるケガや病気で健康保険を使用して治療を受ける場合

「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

申請書は協会けんぽホームページから印刷いただけますので、ぜひご利用ください。



届出に必要な書類等は裏面をご覧ください。

# 届出に必要な書類

令和元年5月作成

## □ 「交通事故、自損事故、第三者（他人）等の行為による傷病（事故）届」

基本的に被保険者等が記入することになりますが、相手側（加害者や損害保険会社等）に記入を依頼できる場合は、相手側による記入も可能です。事故証明書を参考に記入してください。

## □ 「負傷原因報告書」

業務上や通勤途上での負傷でないかどうかの確認のため必要な書類です。いつ、どこで、何をしている時に負傷されたのか等、できるだけ詳しくご記入ください。

## □ 「事故発生状況報告書」（交通事故の場合のみ必要）

交通事故の場合、事故の状況や過失割合を判断するうえで、重要な書類となりますので、できるだけ詳しくご記入ください。

## □ 「損害賠償金納付確約書・念書」（交通事故の場合のみ必要）

### 「損害賠償金納付確約書」（交通事故以外の場合に必要）

相手側（加害者）に記入していただく書類です。事故等の状況によっては、署名を拒否される場合があります。その場合は、余白に記入できない理由をご記入ください。

## □ 「同意書」

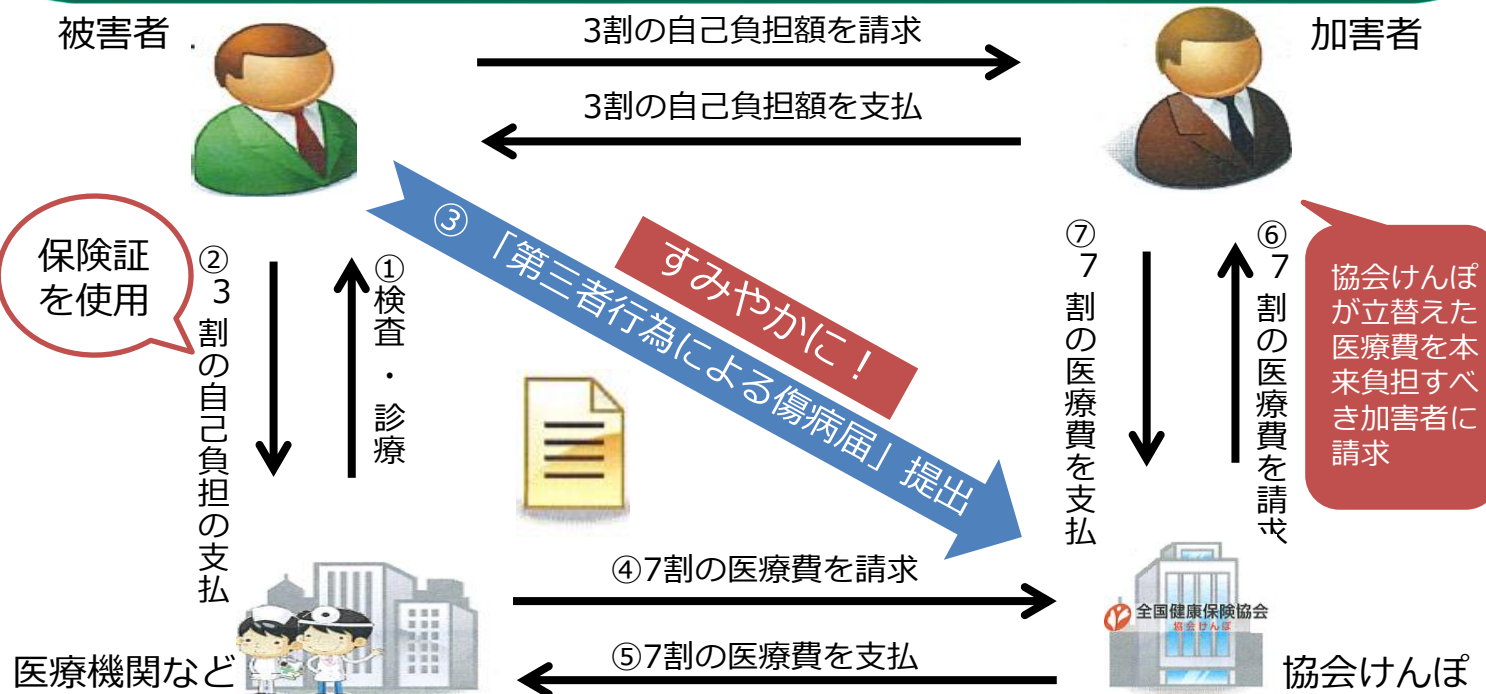
協会けんぽが加害者の加入する損害保険会社へ損害賠償請求をする際、医療費の内訳（診療報酬明細書の写し）を添付します。その際、個人情報の提供となるため、ご本人様の同意書が必要となります。

## □ 「交通事故証明書」（交通事故の場合のみ必要）

※申請用紙は、自動車安全運転センターまたは最寄りの警察署・交番及び駐在所に備え付けてあります。なお、自動車安全運転センターのホームページからはインターネット申請も可能です。

※『物件事故』となっている場合は、別途「**人身事故証明書入手不能理由書**」が必要となります。

## 第三者行為によるケガや病気で健康保険を使う場合の事務の流れ



## ご注意！！

ケガや病気の原因が**仕事**中または**通勤途中**の場合は、**労災保険の対象**となりますので、健康保険は使えません。